

障害福祉サービス及び障害児通所支援事業所の指定取り消し処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項及び児童福祉法第 21 条の 5 の 23 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定の取り消しを行いました。

記

1 事業所等の概要

法人名	合同会社 FRONTIERE
事業所名	Wonder Wall (ワンダーウォール)(明石市)
事業種別	就労継続支援 B 型 平成26年 9 月 1 日
指定年月日	児童発達支援及び放課後等デイサービス 平成27年12月15日

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 平成 29 年 6 月 30 日

4 処分理由

(1) 就労継続支援 B 型

利用実績がないにも関わらず、支援記録等を改ざんして複数回にわたり、基本報酬及び初期加算、食事提供体制加算、送迎加算を請求した。〔不正請求〕

実際には常勤の勤務実態のない 3 名の従業員を、常勤の生活支援員として装い、変更を行う旨の届出を提出した。〔虚偽届出〕

直接支援業務への従事は認められないサービス管理責任者が、平成27年12月15日から平成28年 6 月13日まで厨房業務に従事した。〔人員基準違反〕

(2) 児童発達支援及び放課後等デイサービス

実際には勤務をしない従業員を、常勤・専従の保育士・指導員として装い、指定申請をした。〔虚偽申請〕

指導員等の 2 人以上配置や専任が必要な児童発達支援管理責任者について、配置基準違反しているにも関わらず、関連する加算を請求した。〔不正請求〕

報酬返還額 約3,769千円(加算金を含む)